

【資料⑥】

労働保険未手続事業一掃対策の実施について

要旨

- 1 労働保険(労災保険・雇用保険)の未手続事業の解消については、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要である。
- 2 未手続事業の解消に当たっては、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所との連携を強化するとともに、労働保険事務組合を活用した適用促進を強化させる。
- 3 都道府県労働局職員等の手続指導によっても、自主的に成立手続を取らない事業主については、職権により成立手続を行う。

1. 趣旨

労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)は、昭和50年に全面適用となり、現行制度では、原則として労働者を一人でも雇用している事業主は、すべて保険関係成立の手続をしなければならないこととなっている。

しかしながら、現在においても小規模零細事業を中心に保険関係成立の手続が未手続の事業がなお相当数残されている実情にある。

これら未手続事業の解消は、これまでも重点施策の一つとして取り組んできたところであるが、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)においても職権の積極的行使等による未手続事業の一掃が盛り込まれるなど、早急な取組が求められているところであり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要である。

このため、厚生労働省では、平成17年度から、これらの未手続事業を一掃させる

取り組みを実施することとしており、平成17年3月31日に各都道府県労働局に対して、その取り組みについて通知をすることとしている。

2. 具体的な取組

未手続事業の解消に当たっては、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の緊密な連携により取り組むこととしており、事業主に対する手続指導はもとより、未手続事業の情報を把握するに当たっては、労働保険適用徴収部門に限らず、他の担当部門や関係機関からの協力を得て的確に情報の把握を行う。

また、労働保険の適用促進については、従来から全国の労働保険事務組合を構成員として組織された社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託し、その統一的な指導の下に、労働保険事務組合を通じた労働保険の加入勧奨を積極的に推進してきているところであるが、その加入勧奨活動についても一層の強化を図ることとする。

さらに、労働保険の保険関係成立の手続は、事業主が自主的に行うことが原則であるが、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及び労働保険事務組合による手続指導及び加入勧奨活動によっても、自主的に成立手続を取らない事業主については、職権により保険関係成立の手続を行い、労働保険料を認定決定する。

労働保険未手続事業の一掃対策について

都道府県労働局と労働保険事務組合とが連携し、労働保険の未手続事業の解消に効果的に取り組む。

